

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 9 月 16 日（金）第 346 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

条 例

- 鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例及び鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（※） （人事課取扱い） 1
- 知事及び副知事の給料の特例に関する条例 （人事課取扱い） 5

条 例

鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例及び鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 9 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第25号

鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例及び鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例の一部改正）

第 1 条 鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項第 1 号オ中「以下「育児休業法」を「第 4 条第 2 項において「育児休業法」に改め，「（以下）」の次に「この項において」を，「平成 4 年鹿児島県条例第51号」の次に「。第 4 条第 2 項において「育児休業条例」という。」を加える。

第 4 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 育児休業法第 2 条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については，その 2 分の 1 の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第 3 条の 2 に規定する期間内にある育児休業であつて，当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が 2 以上あるときは，それぞれの期間を合算した期間）が 1 箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

第4条第2項第6号中「鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例」を「育児休業条例」に改める。

（鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年鹿児島県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4の」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の」に、「, 2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び第2条の3において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この号において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削り、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年鹿児島県条例第2号）第2条の3第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

第2条の3第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、知事が人事委員会と協議して定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相

当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の 1 歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の 1 歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として知事が人事委員会と協議して定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第 2 条の 4 各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合は、1 歳 6 か月から 2 歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第 7 号に掲げる事情に該当するときは第 2 号及び第 3 号に掲げる場合に該当する場合、知事が人事委員会と協議して定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。第 2 条の 4 中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第 2 条の 4 に次の 1 号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第 2 条の 5 を削る。

第 3 条第 5 号を削り、同条第 6 号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について

て児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し，申込みを行っているが，当面その実施が行われないこと」を加え，同号を同条第 5 号とし，同条第 7 号を同条第 6 号とし，同条第 8 号中「その」を「任期を定めて採用された職員であって，当該」に，「非常勤職員が，当該育児休業に係る子について，当該任期が」を「ものが，当該任期を」に，「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に，「，当該任期」を「，当該育児休業に係る子について，当該更新前の任期」に，「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め，同号を同条第 7 号とする。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第 3 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は，57 日間とする。

第 4 条中「別居したこと」の次に「，育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し，申込みを行っているが，当面その実施が行われないこと」を加える。

第 11 条第 6 号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改め，同条第 7 号中「別居したこと」の次に「，育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し，申込みを行っているが，当面その実施が行われないこと」を加える。

第 15 条第 1 項の表中

とし	とし，その者の給料月額，その者の受ける号給に応じた額に，勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とし	を
とする。	とし，その者の給料月額，その者の受ける号給に応じた額に，算出率を乗じて得た額とする。	

とする。	とし，その者の給料月額，その者の受ける号給に応じた額に，勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。	に改め，同条第 2 項
------	---	-------------

の表中	とし	とし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年鹿児島県条例第 25 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とし	を
	とする。	とし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。	

とする。	とし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年鹿児島県条例第 25 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。	に改める。
------	--	-------

第 20 条中「（平成 15 年鹿児島県条例第 2 号）」を削り、同条の表第 4 条第 2 項の項中「鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年鹿児島県条例第 4 号）」を「勤務時間条例」に、「鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 1 項」を「勤務時間条例第 2 条第 1 項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に第 2 条の規定による改正前の鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例（以下「旧条例」という。）第 3 条第 5 号又は第 11 条第 6 号の規定により計画を申し出た職員に対する旧条例第 3 条（第 5 号に係る部分に限る。）及び第 11 条（第 6 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

.....
 知事及び副知事の給料の特例に関する条例をここに公布する。

令和 4 年 9 月 16 日

鹿児島県条例第26号

知事及び副知事の給料の特例に関する条例

（知事の給料の額の特例）

第1条 知事の令和4年9月1日から同月30日までの間における給料の額は、知事及び副知事の給与等に関する条例（昭和22年鹿児島県条例第14号。以下「知事等給与条例」という。）第1条の規定にかかわらず、同条に定める額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

（副知事の給料の額の特例）

第2条 副知事の令和4年9月1日から同月30日までの間における給料の額は、知事等給与条例第1条の規定にかかわらず、同条に定める額から、その額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年9月1日から適用する。
- 2 この条例は、令和4年9月30日限り、その効力を失う。